

トランプ政権成立後の中国のFTA戦略

中国社会科学院アジア太平洋・グローバル戦略研究院研究員 沈銘輝

中国社会科学院大学院生 孔大鵬

1. トランプ政権の貿易政策の傾向

アメリカのトランプ大統領は就任後、「アメリカ優先」の理念のもと、一連の保護主義政策を推進した。特に、貿易政策では、多国間主義をやめ、二国間主義を訴え、主体的に貿易戦争をしかけ、関税という大ナタをふるって保護貿易主義を実行し、国際貿易システムに著しく損害を与え、世界経済の発展にマイナスの影響をもたらしている。

トランプ政権は、経済のグローバル化はアメリカの製造業の衰退や国内投資の縮小、雇用の減少をもたらした（President Donald J.Trump's Inaugural Adress 2017年1月20日）、不公平な貿易が「アメリカ人の食い扶持を奪っている」とし、アメリカに巨額の貿易赤字をもたらしたとする。このため、経済主権を保護すると同時に国際的な規則の束縛を弱くすることをまず強調している。また、WTOを代表とする多国間貿易システムをアメリカの利益と対立するとみなし、多国間協力メカニズムを回避して、アメリカが単独で行動できる貿易の空間を開拓しようとしている（Shawn Donnan, 2017, p.6）。『2017年大統領貿易政策議程』のなかでは、『ウルグアイラウンド協定』におけるアメリカと国内法に抵触する条項について効力がないということ宣言させた（Office of the United States Trade Representative, 2017, p.3）。さらに、『国家安全戦略報告（2017）』のなかで「WTOを形づくり改革するには、後のものが『不公平な』貿易行為を裁定できるよう保証すべきだ」と提起した（The White House, National Security of the United States of America, pp.40-41）。

次に、トランプ政権は二国間あるいは非多国間の方式で貿易交渉を展開し、これまでの貿易協定を覆して改めて交渉を進める傾向にあり、WTOに対し不満を度

重ねて提起し、「不公平な待遇を受けた」と声高に主張して、「脱退」するよう威嚇さえしている。トランプ政権は多国間メカニズムがアメリカの交渉の空間を制限するとみなしているため、就任後、行政命令に調印して「環太平洋パートナーシップ協定」から正式に脱退することを公表し、アメリカ貿易代表事務所（USTR）に二国間の交渉を通じてアメリカの産業を盛り立て、アメリカの労働者を保護して賃金レベルが向上するように指示した（Presidential Memorandum of January 23, 2017）。2017年4月、トランプ大統領は商務省とUSTRにアメリカが調印した貿易協定や貿易赤字のある二国関係を評価するように指示し、直後の8月、NAFTAを修正する第一回交渉を提起した（呉其勝、2018、124-138pp）。

このほか、選択性の貿易に対する法執行の強化を訴え、主な貿易パートナーに譲歩を迫り、アメリカの利益と国家の安全を名目として、「反ダンピング」「反補助金」などの貿易救済措置を頻繁に用いている。例えば、アメリカ商務省が『2015年貿易優遇延長法』（The Trade Preferences Extension Act of 2015）の第504条を例外的に適用して、より厳しい方法でダンピングの幅を計算し、ダンピングの税率を高めた（U.S. Department of Commerce, 2017）。2017年4月、トランプ大統領は商務省に鉄鋼とアルミ製品の輸入について「232」調査を開始することを求め、同年8月18日、商務省は中国の技術移転、知的財産権と自主イノベーションに対して「301」調査を展開し、矛先を直接中国に定めた。2018年6月20日、商務省は中国・インド・韓国・トルコから輸入した大口径の鋼鉄管に対して、「反補助金」の調査（CVD）を行った（U.S. Department of Commerce Issues Affirmative Preliminary Determinations on Large Diameter Welded Pipe from China, India, Korea, and

at Turkey, 2018）。こうして政権成立以降、商務省はすでに118件も反ダンピングと反補助金の調査を行っており、前任政権の調査総数の59%を超えている。2018年7月6日、アメリカ政府は340億ドル相当の中国商品に対して初めて25%上乗せして輸入関税を課税し、貿易戦争を発動した。こうした一連の保護貿易主義のやり方は世界の貿易システムを崩壊させ、世界経済回復のために「暗雲」をもたらしている。

目下、「反グローバル化」の思想が世界のなかで起こり、保護貿易主義が台頭しはじめている（佟家棟ほか、2017、5-59pp）。「反グローバル化」の思想は以下の特徴に表れている。理性的な分析を否定し、経済のグローバル化の基本理念を否定する。経済のグローバル化を支える媒体からの脱退あるいは脱退への強要。世界へ公共物品の提供の拒絶。国際間の商品・資本・労働力の要素の流動に対して、陰に陽に傷害を与える（李向陽、2017、30-35pp）。一国の政策が地域の一体化にむかう多国間協力から遠ざかるようにする、甚だしきは一国主義に転向する、等々である（李向陽、2017、30-35pp）。「反グローバル化」がもし進行しつづければ、地域の一体化に深刻なダメージを与え、さらに保護貿易主義を加速させ、世界の製造業の生産システムの非市場化の調整をもたらした（沈銘輝・劉均勝、2017、116-120pp）、ブロック経済を加速することになるだろう。

2. 中国のFTA政策における新しい変化

中国の地域経済協力はアジア太平洋経済協力機構（APEC）に加入することから始まった。その後世界貿易組織（WTO）に加入し、地域経済協力と多国間貿易システムに全面的に参与した。このほか、中国も流れにのって、FTAの

建設を推進した。2007年、中共第十七回党大会で「FTA 戦略」を国家戦略に格上げさせ、さらに高い開放の程度での改革と発展を促進した。2012年、中共十八回党大会で、「FTA 戦略の実施を加速」させなければならないと提起すると同時に、それを中国の新しい対外開放の重要な内容とした。2013年の中共の十八期三中全会で、「自由貿易圏（港）区を発展させる」「世界に向き合う高水準の FTA ネットワークの形成」などが提起された。2017年、中共第十九回党大会では、自由貿易試験区にさらに大きな改革自主権を与え、自由貿易港の建設を模索することが提起された。

(1) 次世代の貿易問題への言及

これまで中国が参与した FTA の本文のなかで、主な内容を占めているのは従来型の貿易課題で、例えば関税の引き下げ、原産地規則、貿易の技術的障害 (TBT)、検疫と植物検疫 (SPS)、税関措置、貿易救済、サービス貿易などである。これらの課題で、中国の開放の程度は比較的高く、その約束を果たす程度が高いだけでなく、比較的強い拘束力と執行力

があった (沈銘輝、2017)。

近年、世界貿易と投資に新しい変化がうまれ、TPP を含む次世代の貿易問題がたえず巻き起こると同時に増え、こうした背景のもと、中国は FTA で次世代の貿易問題に言及し始めた。2013年11月、中共十八期三中全会で「環境保護、投資保護、政府調達、電子商取引などの新しい問題の交渉を加速する」ことが強調されたのは (『人民日報』2013年11月16日)、世界貿易システムの再構成と次世代の改革開放が本質的には相通じており、中国が国境内の措置の改革や次世代の経済貿易規則の制定に慣れ、利用を必要としているからだ (沈銘輝、2017)。

また、中国が言及し始めた新しい貿易問題は投資・競争・知的財産権・環境政策・電子商取引などの分野に集中している。そのうち知的財産権は言及される回数が最も多く (11件)、次に電子商取引 (10件)、環境政策と競争 (9件)、投資 (8件)、そして政府調達 (6件) となっている (表1参照)。

新しい貿易問題は FTA 交渉のなかだけでなく、FTA の更新交渉の枠組にもますます多くあらわれている。具体的にみる

と、中国—ASEAN の FTA の更新版は貿易の相互補完性と産業の分業協力が注目している。中国は資金と技術が集約した製品を主に輸出しているが、ASEAN は資源と労働が集約した製品を主に輸出している。双方の国境における事後措置、貿易と投資の自由化・利便化における協力空間は大きく、相互通行・安全・サービス・文化・科学技術・人材育成・産業・環境保護などの多方面の分野で協力を強化している (商務部弁公室、2014)。中国—チリ FTA 更新版は貿易と投資の自由化レベルを向上させることと交渉の中身の更新に焦点をあてている。中国—チリ間の FTA は両国貿易の発展とメカニズムの建設を促進していると同時に、中国のチリに対する産業能力、投資協力と「走出去 (海外進出)」は今まさに発展しはじめたばかりである (劉如涛、2018)。また、競争政策・電子商取引・環境・政府調達などの規則の問題を中国—チリ FTA 更新版のなかに組み入れたことは、協力の深化をすすめている実際の状況と合致している。中国—シンガポール FTA の更新は、協力範囲をサービス貿易から投資・金融・物流・科学技術交流および教育

表1 中国の FTA 交渉で言及される新しい問題

FTA	調印時期	言及議題
中国—アイスランド	2013年4月	競争、知的財産権、投資、労働と環境保護、教育、協力の発展、政府調達
中国—スイス	2013年7月	投資、競争、知的財産権、環境
中国—オーストラリア	2015年6月	投資、電子商取引、環境、透明度、知的財産権
中国—韓国	2015年6月	人の移動、電子商取引、知的財産権、環境条項、透明度
中国—グルジア	2017年5月	電子商取引、競争政策、環境、透明度、知的財産権
中国—チリ (更新)	2017年11月	透明度、教育、文化協力、知的財産権、電子商取引、環境、競争、政府調達
中国—ASEAN (10+1) (更新)	2017年11月	透明度、投資、情報および通信技術、人的資源開発、金融、電信、知的財産権、中小企業、環境
中国—モルディブ	2017年11月	投資、透明度
中国—ノルウェー	交渉中	知的財産権、競争政策、政府調達、環境、電子商取引
東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	交渉中	投資、競争、知的財産権、電子商取引、中小企業、政府調達、人の移動
中国—イスラエル	交渉中	電子商取引
中国—EU	交渉終了	知的財産権、競争政策、政府調達、電子商取引
中国—日本—韓国	交渉中	人の移動、投資、競争政策、知的財産権、電子商取引
中国—ニュージーランド (更新)	交渉中	競争政策、電子商取引、環境、政府調達、投資、人の移動

出所：関係する FTA と「中国 FTA 服務網」で公開されている資料に基づき筆者整理。本文で言及した「新しい時代の貿易議題」は主に WTO (2011) (Pravin K.Mansfield ED., Mathis. J.H.2011) の「WTO-X」条項に依拠して分類し、TPP 貿易新条項 (沈銘輝「亞太自貿区：貿易新議題の新探索」、2017、10-15pp など) を参照

サービスなどの分野に広げたため、地域の全面的な経済的なパートナーシップ協定(RCEP)の交渉をけん引することができた(暨佩娟、2015)。中国—ニュージーランドFTAの更新は新しい内容を増やすことに焦点をあて、競争政策・電子商取引・農業協力・環境・政府調達・投資と自然人の移動などに言及している。

(2) 新規交渉と更新交渉の同時進行

WTOの多国間貿易交渉は長期的に

緩慢な進展になっているが、経済のグローバル化が各国の地域レベルの小さな範囲での協力を転向するのを促し、地域一体化はすでに国際的な潮流となっている。2018年7月までにWTOのメンバーはすでに459地域のFTAに調印し、そのうちすでに287協定が発効している(<http://rtais.wto.org/UI/charts.aspx>, 2018年7月3日)¹。こうした背景のもと、中国も一貫してFTAの交渉に積極的に参与し、新規と更新の交渉を同時並行させている。現在までに、

中国がすでに調印したFTA協定は16件(中国—ASEAN間FTA更新版、中国—チリ間FTA更新版を含む)あり²、24の国家と地域に関わっている。現在交渉中のFTAは13件(更新交渉を進めているのは中国—シンガポール間FTA、中国—ニュージーランド間FTA)、検討されているのは10件である(更新交渉が検討されているのは中国—ペルー間FTA、中国—スイス間FTA)(表2)。

中国が積極的にFTA更新交渉を進

表2 中国が現在交渉中および検討中のFTA

	交渉対象	名称	進展
交渉中	RCEP参加国	東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)	2011年ASEAN10か国首脳が正式に批准。2013年5月9日から13日、ブルネイで第一回交渉。2018年4月28日から5月8日までシンガポールで第22回交渉。2018年6月30日から7月1日、第5回大臣級会議が日本の東京で開催。
	湾岸協力会議(GCC)	中国—GCCFTA	2005年4月23日から24日、サウジアラビア首都リヤドで第1回交渉。2016年12月19日から21日、同じくリヤドで第9回交渉。
	日本、韓国	中日韓FTA	2010年5月6日、韓国ソウルで中日韓FTA共同検討第1回会議開催。2018年3月23日、同じくソウルで第13回FTA交渉会合開催。
	スリランカ	中国—スリランカFTA	2014年3月11日、共同で実行可能性の検討。2017年1月16日から19日、スリランカのコロンボで第5回交渉会合開催。
	イスラエル	中国—イスラエルFTA	2013年5月より実行可能性の検討。2016年3月、交渉開始を公表。2017年11月28日から30日、イスラエルで第3回交渉会合を開催。
	ノルウェー	中国—ノルウェーFTA	2007年6月19日から20日、ノルウェーのオスロで実行可能性検討の第1回会議開催。2018年5月14日から16日、同じくオスロで第11回交渉会合開催。
	パキスタン	中国—パキスタンFTA第2段階	2011年3月10日から11日、パキスタン首都イスラマバードで第2段階減税第1回交渉開催。2018年4月2日、同じくイスラマバードで第10回会議開催。
	モーリシャス	中国—モーリシャスFTA	2016年11月4日、実行可能性の検討開始。2018年4月2日から3日、ポートルイスで初会合開催。
	モルドバ	中国—モルドバFTA	2015年1月29日、実行可能性の検討開始。2017年12月28日、交渉開始。
	パナマ	中国—パナマFTA	2018年1月15日から16日、北京で実行可能性の検討ワーキンググループ第1回会議を開催。6月12日、交渉開始。
	韓国	中国—韓国FTA第2段階	2018年3月22日、ソウルで中韓FTA第2段階第1回交渉。
更新交渉中	シンガポール	中国—シンガポールFTA	2008年10月調印。2009年1月1日正式発効。2017年10月11日から12日、更新第4回交渉がシンガポールで開催。2018年4月16日から18日、第6回更新交渉が北京で開催。
	ニュージーランド	中国—ニュージーランドFTA	2008年4月調印、2008年10月1日発効。2017年4月25日から27日、北京で中国—シンガポールFTA交渉第1回更新交渉。2018年6月11日から14日、北京で第4回更新交渉。
検討中	コロンビア	中国—コロンビアFTA	2012年5月9日、共同で実行可能性の検討開始。
	フィジー	中国—フィジー FTA	2015年11月4日から5日、フィジーのナンディで共同検討可能性第1回会議開催。2016年11月14日から15日、北京で第2回会議開催。
	ネパール	中国—ネパールFTA	2016年3月21日、共同で実行可能性検討開始。
	パプアニューギニア	中国—パプアニューギニアFTA	検討中。
	カナダ	中国—カナダFTA	2017年4月24日～28日、オタワで共同の実行可能性検討第2回会議開催。2017年9月12日から13日、共同の実行可能性検討第4回会議開催。
	バングラデシュ	中国—バングラデシュFTA	検討中。
	モンゴル	中国—モンゴルFTA	2017年5月12日、共同で実行可能性の検討開始。
	パキスタン	中国—パキスタンFTA	2017年11月30日、共同で実行可能性の検討開始。
更新交渉検討	ペルー	中国—ペルーFTA	2009年4月調印、2010年3月発効。2017年11月21日、共同で更新の検討開始。
	スイス	中国—スイスFTA	2013年7月調印、2014年7月発効。2017年5月18日から19日、更新検討第1回会議開催。

出所:「中国FTA 服務網」の資料から筆者整理。<http://fta.mofcom.gov.cn/index.shtml>、2018年7月5日現在

¹ これは貨物貿易、サービス貿易などを合算した数で、もし個別に計算すると、総数は673となる。

² モルディブ、グルジア、オーストラリア、韓国、スイス、アイスランド、コスタリカ、ペルー、シンガポール、ニュージーランド、チリ、パキスタン、ASEANとそれぞれ調印したFTA、内地と香港・マカオの緊密な経済貿易関係(CEPA)、中国—ASEAN(10+1)のFTA更新版と中国—チリFTA更新版。

表3 2014-2016年 中国輸出原産地証明、FTA 輸出総額と利用率

年 度	2014	2015	2016	2017
原産地証明発効(万部)	171	196	342	389.44
証明金額(億ドル)	823	891	1282	1444.08
FTA 輸出総額(億ドル)	7936.01	7792.93	7093.101	-
FTA 利用率	10.37%	11.43%	18.07%	-

出所：中国国家統計局、国家質量監督検検疫総局の原産地証明書のデータより計算・整理

表4 中国と FTA 協力を展開する「一帯一路」国家

自由貿易の進展度	すでに調印	交渉中／新協定	検討中
関係国家	マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ビルマ、カンボジア、ニュージーランド、韓国、グルジア、パキスタン、モルディブ	マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ビルマ、カンボジア、韓国、ニュージーランド、オーストラリア、インド、アラブ首長国連邦、オマーン、バーレーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、イエメン、パナマ、イスラエル、スリランカ	バブアニューギニア、モンゴル、ネパール、バングラデシュ
総数	15	24	5

出所：「一帯一路」国家は中国の一帯一路網(www.yidaiyilu.gov.cn)の「各国概況」欄より列挙した76カ国より抽出、2018年7月7日

めているのは、多くの要素に基づいている。まず、FTA 戦略の更新を進め、周辺に立脚し、「一帯一路」沿線に波及効果を与え、世界対応の高水準の FTA ネットワークを創造することは、中国が全面的な開放を行う新局面を推進する条件である。次に、日本-ヨーロッパ FTA、CPTPP などの大型 FTA 交渉などが言及するさらに高い水準の貿易問題が、現在国際経済貿易規則を再構築し、世界貿易の局面および貿易投資の自由化の歩みを変化させている。もし主体的にこの新しい変化に適応しなければ、これらの規則は中国が世界競争に参加する「肋軟骨(弱点)」となるだろう。そのほか、FTA の利用率が低いのも更新交渉で現在考慮されている重要な点である。

表3のデータによれば、2014から2016年まで、中国の輸出検査検疫部門が発行した原産地証明書は171万部から342万部に増加し、査証の金額は823億ドル

から1282億ドルまで増加した。査証金額が全体の輸出額に占める割合はいわゆる FTA の利用率になるが、これは10.37%から18.07%に増加し、年々増加しているものの、発達経済体と比べてかなり低く、2016年に韓国における多くの FTA の利用率がすでに70%に近づいていたことを忘れてはならない(開放度の低い韓国—ASEAN FTA などと比較するのを除き)(沈銘輝・李天国、2017)。したがって、FTA 利用率の向上は中国にとって最も差し迫っている。

(3) 「一帯一路」沿線国家と地域への更なる集中

中国の FTA 戦略と「一帯一路」の建設は、全面的な開放の新局面形成の推進にまとめられる。「一帯一路」の提唱は中国が国内発展と対外開放を深化させ、周辺国家や地域の経済貿易の往来を発展させるトップレベルの枠組みである(沈

銘輝・孔大鵬、2017)。目下、世界における多国間主義による協力の勢いは、地域協力メカニズムにより次第に解体させられており、こうした背景のもと、「一帯一路」の建設は中国が地域協力の助けを借りてグローバル化に参加する重要な道筋であり(李向陽、2015)、地域経済一体化の促進、相互通行の強化などの面で重要な役割を發揮している。

中国の FTA の戦略は「一帯一路」沿線の国家と地域に集中している(表4)。これは「周辺に立脚し、『一帯一路』沿線に波及する」FTA 戦略の必要性を貫徹するだけでなく、現実的に内在する条件である。統計データによれば、「一帯一路」国家(中国を含む)の貿易額が世界に占める割合は40%近く、世界に占める GDP の割合は約34%で、人口の割合は約67%である。2017年、中国と「一帯一路」の沿線国家の約70%の貿易額は「一帯一路」に属する二国間貿易額上位10位の国家によるもので、これらの国家は ASEAN や中国の周辺に集中し、「一帯一路」はこれにより中国 FTA 戦略の重点地域となった。中国がすでに調印した FTA のなかで、「一帯一路」に言及された国家は15カ国で、全 FTA 中約20%を占めている。すべての交渉中あるいは検討中の FTA のなかで、「一帯一路」に言及された国家は31カ国で、「一帯一路」全国家に占める割合は41%である。

(4) 国内の自由貿易試験区で貿易新規規則の試行

中国は国内外で「双軌(複線)」式の FTA 戦略を同時進行している。他の経済体とともに FTA を建設するだけでなく、貿易・投資新規規則の広範囲にわたる実験を通じて主体的に開放を強化し、国内の自由貿易試験区の試験地点業務を段階的に推進し、沿海から内陸までの「1+3+7+2」、全4期13カ所の自由貿易試験区の新局面を形成している(表5)。

自由貿易試験区は中国の新時代における対外開放の「試験田(実験台)」として、貿易投資の新規則で先行先試(先行して実験すること)を大胆に実施し、さらに高いレベルの対外開放を模索して、豊かで複製・普及可能な経験を蓄積した。外

表5 中国の自由貿易試験区(港)の「1+3+7+2」の構造

期	自由貿易試験区(港)	概況
第一期	上海	2013年9月29日発足、長江経済帯発展戦略と接続。政府の職能転換、金融制度、貿易サービス、外商投資や税務政策など多くの改革措置を実行。港の経由やオフショア業務の推進。
第二期	天津	2015年4月21日発足、京津冀(北京・天津・河北)との共同発展と接続。北方における国際海運センターと物流センターの建設。国際船舶登記制度、国際海運税収、海運金融業務、リース業務の4政策の試験地点。
	福建	2015年4月21日発足、台湾との経済協力。
	広東	2015年4月21日発足、香港・マカオとの高度なレベルでの協力。
第三期	遼寧	2017年4月1日発足。位置づけ:市場動向の体制メカニズム改革の加速、構造調整の積極的な推進、東北の旧工業基地の引き上げと競争力全体と対外開放レベルの発展のための新しいエンジンとして建設。
	浙江	2017年4月1日発足。位置づけ:東部地域の海の開放窓口の示範区、国際大口商品貿易自由化先導区、国際的な影響力をもつ資源の配置基地。
	河南	2017年4月1日発足。位置づけ:南北を貫通、東西を連結する現代的な立体交通システムと現代物流システムの建設の加速。「一帯一路」構築のための現代総合交通ハブの建設、全面的な改革開放の試験地、内陸開放型経済示範区。
	湖北	2017年4月1日発足。位置づけ:中部における産業移転受け入れ示範区、戦略的新興産業とハイテク産業の集中区、全面的な改革開放の試験地点、内陸における対外開放の新高地。
	重慶	2017年4月1日発足。位置づけ:「一帯一路」と長江経済帯の相互通行の重要なハブ、西部大開発の戦略重要ポイント。
	四川	2017年4月1日発足。位置づけ:西部における窓口都市、開発開放の牽引地域、内陸開放戦略を支える先導区、国際的な開放ルートのハブ地域、内陸開放型の新しい高地、内陸・沿海・国境沿い・沿江が共同で開放していく示範区として建設。
	陝西	2017年4月1日発足。位置づけ:全面的な改革開放の試験地点、内陸型改革開放の新しい高地、「一帯一路」の経済協力と人文交流の重要なハブ。
第四期	海南	2018年4月13日、中共中央が海南全島で自由貿易試験区建設支援を決定。中国の特色ある自由貿易港の建設を段階的に模索、着実に推進し、海南省が段階的に自由貿易港の政策と制度システムを確立することを支援。
	河北*	2018年4月21日に公布された『河北雄安新区規画綱要』によれば、雄安新区は対内・対外開放を積極的に拡大し、河北省は雄安新区を中心に中国(河北)自由貿易試験区を設立する見込み。

出所:各FTAの全体方案および公開資料から筆者整理

* 雄安を中心とする河北自由貿易試験区は中央政府からまだ承認されていない

商投資の参入管理体制改革で、「マイナスリスト」を中心とする「参入前国民待遇」の特別管理規則を全面的に試行した(沈銘輝・孔大鵬、2017)。2018年6月30日、中国は『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(マイナスリスト)』(以下、『マイナスリスト』と略称)を更新した。そのうち、マイナスリストの数は『マイナスリスト(2017年版)』の95条から45条まで大幅に減り、最初の上海自由貿易試験区『マイナスリスト(2015年版)』の190条に比べると、76%も減少し、外商投資への制限措置の削減は空前のものとなっている(中国商務部「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(負面清單)」2018年版)。

具体的な業界レベルでみていくと、「大幅に市場の参入を緩和する」がテーマになっている。2018年、習近平主席のボアオフォーラムの演説を皮切りに、中国は金融分野において、証券・ファンド・先物商

品や寿險公司(生命保險会社)の外資株の比率の制限を51%緩め、銀行業の外資株比の制限を取り消し、金融分野のすべての外資株比の制限は2021年にはすべて取り消される予定だ。金融業の開放拡大は、自由貿易試験区の模索を深めていくのに役立つ。農業分野では、小麦・トウモロコシの新しい品種の選育育成と種子の生産で、外資株の比率の制限が49%から66%まで緩められた。自動車全体の製造分野では、中国株の比率が50%以上(専用車、新エネルギー自動車は除外)で、単一の外資は国内で2社を上限に同類の製品の合資企業を創立することができる。このほか、電信業界、鉱山採掘、文化の分野では参入規制を大幅に緩めている(中国商務部ホームページ「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(負面清單)」2018年版)。

2018年7月10日、上海市は「100条」の

重量級プランの開放拡大を公布し、全国で新しい時代における全面的な開放をさらに高めた。プランでは国際金融センターのレベルの引き上げ、さらに開放を進めた現代サービス業と製造業の産業システムの構築、ハイレベルな知的財産権保護の高地の建設、国策的に影響力のある輸入促進プラットフォームと一流のビジネス環境などの創造に言及している(新華ネット、2018年7月10日)。

3. FTA建設の将来的な展望

現在、WTOを代表とする多国間貿易体制がアメリカにより大きな危機にさらされており、それと同時に多国間貿易システムも中国に向けてさらに多くの新しい市場への参入の機会を提供して、地域経済協力の強化に積極的な経済的な意義をもたせることが難しくなっている。

(1) 「一帯一路」国家と FTA 建設の強化継続

現在、中国と FTA を調印した貿易パートナーとの間の輸出入貿易額は、総貿易額の約30%を占めており、周辺諸国に立脚し、「一帯一路」に波及し、世界と向き合う FTA のネットワークを初歩的に形成したといえる(王力等、2017年)。しかし、先進经济体と比べて、中国の FTA の建設のレベルと深度はまだ到底足りず、FTA が関わっている開放の分野の広さと深さも限られていて、FTA を調印する対象も基本的にはみな中小の经济体であることは否定できない。現在のアメリカの中国に対する多くの保護貿易主義措置を考えると、周辺国家との貿易交渉を速めること、特に「一帯一路」国家と地域経済協力を強化し、新しい貿易市場を開拓し、FTA の戦略の重点を「一帯一路」の国家と地域に置くことが、しかるべき意義となる。将来的に、「一帯一路」の国際生産能力における協力やインフラの相互通行を通して、協力の方向性を確立した多元的市場こそが、貿易の保護主義に対抗し、経済の持続発展する積極的措置を実現する。

(2) ハイレベルな FTA ネットワークの建設をさらに強化

まず、先進国と自由貿易交渉を強化することを通して、貿易と投資分野の開放をひろげ、従来の貿易課題を段階的に深化させ、貿易の新課題を開拓する。特に、国内の産業チェーンと世界の産業チェーンの接続に注意し、中国が資源や労働力などの要素による稼働と効率向上に依存することからイノベーション稼働への転換に協力し、産業のレベルアップのための空間づくりに努力する。次に、さらに大きな念願であるサービス業を開放し、段階的な投資参入を緩和し、国内の自由貿易試験区で先行先試を行ってきた基礎のもと、マイナスリストのモデルと自由貿易のパートナーとともに全面的にサービス貿易交渉を進め、参入前の国民待遇にマイナスリストモデルを加えて投資分野の交渉を行う。このほか、FTA の更新交渉は深いレベルでの一体化の確立をめぐり、特にその一体化におけるサービス貿易条項の使

用が生産性のあるサービス業の発展を促すことに留意し、それによって製造業をミドル・ハイエンドの方向に導いていく必要がある。ミクロのレベルでは、原産地規則の合理的な設計と簡素化に留意し、絶えず企業が FTA に対する認識を深めていくのを助け、確実に FTA の利用率を高めていく。多数の中小企業が FTA の運用で弱い立場におかれることに対しては、その使用原産地規則を指導する一方、多くの FTA の原産地規則の協調を重視し、累積規則の使用範囲を拡大し、「スパゲッティボウル」現象を減らし、企業の取引コストを下げしていく必要がある。

(3) 多国主義と地域主義をともに重視することを堅持

「反グローバル化」が世界で台頭しているが、経済のグローバル化は長期的にみればなお逆戻りできない趨勢である。地域レベルの小さな範囲での協力は絶えず速められているが、多国間貿易の交渉における長期的な進展は緩慢になっている背景のもと、地域一体化はグローバル化のある種間接的な実現の形式になりうる。したがって、地域主義と多国主義は完全に対立するわけではないが、キーとなるのは両者の平衡をもとめ、地域主義と多国主義の重視を堅持することである。一面では、WTO が世界のなかで自由貿易と経済グローバル化の役割を促進していくよう支援し続け、多国主義のためにより多くの公共製品を提供し続け、さらに包括的な新しいラウンド交渉を推進し、先進国と発展途上国の利益の「最大公約数」を探っていく必要がある。別の面では、地域主義が小さな範囲での協力を推進する効率的な優位を生かし、FTA 交渉、更新と自由貿易試験区の試験、普及を速め、自ら全方向に向けて開放し、世界市場の開放を促進していく必要がある。

(4) 周辺に立脚し、アジア太平洋の範囲内で FTA の建設を促進

中国が FTA 戦略を実行するのに、まずは周辺に立脚しなければならない。世界経済の重心が東方に移行し、東アジア地域は伝統的な市場として、中国・日本・韓国が共同に関心をもつ地域として、多く

の協力の空間がある。まず、中日韓 FTA 交渉がアジア太平洋経済協力のなかで牽引作用を発揮するには、できるだけはやく投資協定の交渉を更新し、具体的には中国の自由貿易試験区の成功経験から教訓を得て、より合理的な参入前国民待遇とマイナスリストの制度を模索すべきである。次に、中日韓の FTA 交渉が RCEP 交渉を促進させる役割を発揮させる。中日韓 FTA は RCEP における比較的大きな共通認識であり、RCEP にはアジア太平洋を範囲とする FTA の比較的大きなコンセンサスになる見込みもある。RCEP における一部の交渉の難しい点は、中日韓 FTA 交渉を一時棚上げすれば RCEP の交渉における反発を減らすだけでなく、早いうちにさらに大きな範囲での協力の制度的な利益が出るようになり、中日 FTA のレベルを上げ、確実に地域の深いレベルにおける一体化を強化することになる。このほか、中日韓 FTA を「生きた協定」(living agreement) とする必要がある。中日韓 FTA 交渉にはなお現実的な難題が存在しており、これによって段階に分けてゆっくりと差別化をはかった交渉の原則を堅持し、まず合意した分野で互いに開放し、敏感な分野については暫時棚上げし、例外事項を過渡的に扱い、さらに実際の状況の必要性に基づいて、交渉を絶えず更新しつづけていくべきである(沈銘輝・孔大鵬、2017)。こうして、アジア太平洋範囲におけるさらに大きな FTA 建設の歩みをけん引していく。

4. 結語

現在、世界は保護貿易主義の脅威にさらされており、いかに世界に再び「隣を以て壑と為す(自国の利益を重視するあまり隣国をはげ口とする)」貿易危機がおこるのを防ぐかというのが、世界の各经济体に立ちだかる現実的な問題である。IMF やマッキンゼーなどの国際的な組織による最新の研究が示すところによれば、保護貿易主義が世界経済にもたらす脅威は現実的で明確であるとしている。この脅威のもと、保護貿易主義をとるか、一歩進んで開放を実現するか、各国政府は難しい判断を迫られている。2018年4月、

習近平国家主席はボアオアジアフォーラムで、中国は開放を拡大する重大な措置をとり、金融業や自動車などの業界の市場参入を大幅に緩和し、外商投資のマイナスリストを改訂し、全面的に参入前国民待遇を着実に実施し、投資環境をさらに改善し、知的財産権の保護を強化し、政府が政府調達複数国間協定の歩みに加

入申請して、中国国際輸入博覧会等を開催し、主体的に輸入拡大をするよう加速することなどを公布した。習近平主席のこのフォーラムにおける演説および直後に公布された具体的な措置で、中国は自主的に開放して経済発展を進めていく決心を表明している。この自主開放を契機として、中国がもし日本や韓国を含む周辺国

家と適切な時期に合意を達成し、中日韓 FTA と RCEP の交渉の歩みをさらに進め、同時に「一带一路」の国際市場を開発し、市場開放によって保護貿易主義に対抗することが新時代の貿易システム再構成の契機となるだろう。

[中国語原稿を ERINA にて翻訳]

<参考文献>

- President Donald J. Trump's Inaugural Address, The White House, January 20, 2017, <http://www.whitehouse.gov/inaugural-address>.
- Shawn Donnan (2017) "Trade Shake-up: Why the US President Has Taken Aim at WTO," Financial Times, March 3.
- Office of the United States Trade Representative (2017), "The President's 2017 Trade Policy Agenda", March 2017.
- The White House, National Security Strategy of the United States of America, Presidential Memorandum of January 23, 2017. <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific-partnership-negotiations-agreement/>
- U.S. Department of Commerce, Department of Commerce Finds Dumping of Oil Country Tubular Goods from the Republic of Korea in Groundbreaking Ruling, April 11, 2017, <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2017/04/departments-commerce-finds-dumping-oil-country-tubular-goods-republi>.
- U.S. Department of Commerce Issues Affirmative Preliminary Determinations on Large Diameter Welded Pipe from China, India, Korea, and Turkey, June 20, 2018, <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2018/06/us-department-commerce-issues-affirmative-preliminary-determinations>
- U.S. Department of Commerce Issues Affirmative Preliminary Determinations on Large Diameter Welded Pipe from China, India, Korea, and Turkey, June 20, 2018, <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2018/06/us-department-commerce-issues-affirmative-preliminary-determinations>
- Pravin K, Mansfield E D, Mathis J H. (2011) "World Trade Report 2011". "The WTO and Preferential Trade Agreements: From Co-Existence to Coherence by World Trade Organization Geneva: World Trade Organization".
- 吳其勝 (2018) 「特朗普貿易新政理念、議程与制約因素」『國際問題研究』第1期
- 佟家棟・謝丹陽・包群・黃群慧・李向陽・劉志彪・金碚・余森傑・王孝松 (2017) 「『逆全球化』与实体经济轉型昇級筆談」『中国工業經濟』第6期。
- 李向陽「『反全球化』背景下中国引領經濟全球化的成本与收益」『中国工業經濟』第6期
- 佟家棟・劉程 (2017) 「『逆全球化』浪潮的起源及其走向:基於歷史比較的視角」『中国工業經濟』第6期
- 沈銘輝・孔大鵬 (2017) 「中国の對外開放と北東アジア地域の經濟・貿易協力」『ERINA Report (Plus)』138号。
- 沈銘輝 (2017) 「亞太自貿区:貿易新議題的新探索」『國際經濟合作』第7期。『人民日報』「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」2013年11月16日(第1版)。
- 商務部新聞弁公室「欲窮千里目 更上一層樓—打造中国—東盟自貿区昇級版」2014年9月24日、http://fta.mofcom.gov.cn/article/chinadm/chinadmnews/201409/18215_1.html
- 『國際商報』劉如濤「中智經貿合作贏更多」2018年1月19日(第4版)。
- 暨佩娟 (2015) 「自貿昇級、共同推動開放發展」『人民日報』11月10日(第3版)。
- 沈銘輝・李天国 (2017) 「韓国對外貿易戰略与 FTA 政策演變」『亞太經濟』第2期。
- 李向陽 (2015) 「構建『一带一路』需要優先處理的關係」『國際經濟評論』第1期。
- 国家信息中心「『一带一路』貿易合作大數據報告2018」
- 中国商務部網站「自由貿易試驗区外商投資准入特別管理措施(負面清單)2018年版說明」、2018年6月29日、<http://www.mofcom.gov.cn/article/ijyj1j/201807/20180702761640.shtml>
- 新華網站「5大方面、100条举措 上海出台北開放重磅方案」2018年07月10日、http://sh.xinhuanet.com/2018-07/10/c_137314633.htm
- 王力等 (2017) 『自貿区藍皮書:中国自貿区發展報告(2017)』社会科学文献出版社、2017年6月版。